

令和7年度山辺町木造住宅耐震診断士派遣事業

この事業は、木造住宅の耐震改修の促進を図り、震災時の木造住宅の倒壊等を防止し、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の所有者が行う耐震診断と、耐震改修計画書の作成費用の一部を助成するものです。

対象となる住宅

次のすべての項目に該当する住宅が補助対象となります。

- ① 山辺町内にある**平成12年5月31日以前**に建築された住宅
- ② 木造平屋建てまたは木造2階建ての在来木造軸組工法により建築された住宅
- ③ 過去にこの事業による診断を受けていない住宅

補助の内容

住宅の耐震診断と耐震改修計画書1通の作成費用のうち約**9割**を町で補助します。

ただし、住宅を建築した時の**図面を紛失**している場合や、**汚損などで読み取ることが難しい**場合については、住宅の間取り等を確認するために追加の作業が必要となりますので、追加の費用を頂きます。

自己負担額

対象となる住宅の床面積に応じて下記の金額を負担いただきます。

- ・100㎡未満の場合：床面積1㎡当たり151円を乗じて得た額
- ・100㎡以上の場合：1棟当たり15,100円

※口座振り込み手数料は申請者負担になります。

申込みができる方

- ・補助の対象となる住宅の所有者であること。
所有者が複数人にかかる共有の場合は、そのうち1名が代表して申請してください。
- ・申請者の世帯全員について諸税等に滞納がないもの。

申込みの方法

申込受付期間	令和7年6月16日（月）から10月31日（金）まで ※先着順に受付し、 事業枠に達した時点で締め切ります。
申込受付窓口	山辺町建設課 管理用地係（山辺町役場2階）
申込書類	交付申請書（様式第1号） ・住宅の案内図 ・住宅の平面図 ・建築年度がわかる書類（確認済証、検査済証、登記事項証明書等）

派遣決定後の提出書類（派遣決定通知書を受けてから15日以内にお願いします）

- ・耐震診断費用の自己負担額を支払った際の振込明細書の写し

申請手続きの流れ

○**囲み数字**：申請者が行う内容

※**印**：町または建築士会で行う内容

- ①耐震診断士派遣申請書（様式第1号）を記入のうえ、提出してください。このとき、図面の有無も併せて確認します。



※町で内容を確認し、診断士を派遣できると判断された場合は、派遣決定通知書を申請者に郵送します。



- ②派遣決定通知書が届きましたら、**山形県建築士会山形支部（建築士会）の専用口座に負担金を納入し、振込明細書**を受け取ってください。



- ③派遣決定通知書を受け取ってから15日以内に、役場建設課まで②の**振込明細書の写し**を提出してください。



※提出していただいた書類を建築士会に引き継ぎます。**建築士会から診断士の派遣について連絡がありますので、日程等の調整をお願いします。**



※診断のため、**建築士会の診断士が住宅の内部に立ち入らせていただくことになります。**円滑な診断のため、家具等の移動にご協力ください。



※耐震診断、耐震改修計画書の作成が終了すると、申請者・診断士・町担当者の三者同席のもと、耐震診断結果の報告会を行います。
この日程について**計画書が完成次第連絡を差し上げます**ので、報告会について日程の調整をお願いします。



- ④指定の日時に開催される報告会にご参加ください。

この事業で作成される**耐震改修計画書**を基に、別途ご案内の**山辺町木造住宅耐震改修補助事業の補助金**を申請される場合は、**県内業者が施工することなどの条件**により、修繕補助（**補助率 1/2、上限 100 万円**）を受けられるようになります。先着順となりますので、併せてご検討ください。

お問い合わせ：建設課 管理用地係 ☎023-667-1113（課直通）